

三島市若年がん患者妊娠性温存治療支援事業のご案内 【妊娠性温存治療】

三島市では、将来子どもを産み育てることを望む小児、思春期・若年世代（AYA世代）のがん患者さんが、がん治療開始前に生殖機能を温存することで、将来に希望をもって治療に取り組むことができるよう、妊娠性温存治療に要した費用を一部補助する事業を実施します。

がん治療だけでなく、造血幹細胞移植またはアルキル化剤が投与される非がん疾患の患者さんの妊娠性温存治療、妊娠性温存治療後の温存後生殖補助医療についても対象です。

【妊娠性温存治療とは？】

生殖機能に影響を与える恐れ（妊娠ができなくなる等）のあるがん治療等を始める前に、卵巣、卵子、精子、胚（受精卵）を凍結保存することで、将来子どもを授かる可能性を残すことができる治療のことです。

- がん治療等を最優先に行う必要があるため、実施できない患者さんもいます。
- 妊娠性温存治療はがん治療後の妊娠を保証するものではありません。
- がん治療等を開始する前に主治医から十分に説明を受け、納得した上で妊娠性温存治療を行ってください。

1 対象となる方（以下の要件を全て満たす方）

- ① 申請時に三島市に住民登録がある方
- ② 妊娠性温存治療の凍結保存時に43歳未満の方
- ③ がん治療等により生殖機能が低下する、又は失う恐れがあると医師に診断された方
- ④ 補助対象となる費用について、「三島市不妊・不育症治療費補助事業」に基づく助成を受けていない方
- ⑤ 胚（受精卵）凍結保存に係る治療の場合は、婚姻関係にある夫婦のうち女性が妊娠性温存治療対象者である方（事実婚含む）
- ⑥ 納めるべき市税（市県民税）を完納している方
- ⑦ 次の表の医療機関において妊娠性温存治療を受けた方

妊娠性温存治療の内容	医療機関
精子の採取凍結	がん治療等の担当医師又は温存治療の担当医師から紹介を受けた医療機関
卵子、卵巣組織の採取凍結又は卵子の採取、胚（受精卵）の凍結	三島レディースクリニック、いながきレディースクリニック、沼津市立病院、岩端医院、かぬき岩端医院、共立産婦人科医院、富士市立中央病院、菊池レディースクリニック、長谷川産婦人科医院、静岡県立総合病院、静岡赤十字病院、静岡済生会総合病院、俵IVFクリニック、県立美術館前IVFクリニック、静岡レディースクリニック、焼津市立総合病院、可睡の杜レディースクリニック、産婦人科西垣エーアルティークリニック、西村ウイメンズクリニック、浜松医科大学医学部附属病院、聖隸浜松病院、聖隸三方原病院、アクトタワークリニック

※静岡県外の医療機関で治療を実施した場合は、お問い合わせください。

2 補助対象の治療内容

- 精子、卵子、卵巣組織の採取及び凍結ならびに胚（受精卵）の凍結に要する費用（初回の保存に要する費用を含む）。保険適用外となる費用が対象です。
- 入院費、入院時の食事代、文書料等治療に直接関係のない費用や凍結保存の維持（2回目以降）に係る費用は対象外です。
- 医師の判断で妊娠性温存治療を中止した場合、それまでに要した費用は対象となりますが、1回を限度として補助をします。

3 申請期限

妊娠性温存治療に係る費用を支払った日の属する年度内に申請してください。

(R7年4月からR8年3月までに治療費の支払いをした方→R8年3月までの申請)

ただし、下記の場合は翌年度に申請することができますので、当該年度中に一度ご連絡をお願いします。

※1 妊娠性温存治療後、期間を置かずに原疾患治療を開始する必要があるなどのやむを得ない事情により、当該年度内に申請ができない場合。

※2 治療費の支払いが3月の場合などで当該年度内に証明書の発行が間に合わない場合。(医療機関の証明書の発行に2~4週間程度かかることがあります。)

4 補助の上限額

以下の金額を上限に対象の方1人につき2回まで補助します。

区分	妊娠性温存治療の内容	補助上限金額
(1)静岡県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法支援事業による補助を受ける場合 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">県知事あて申請</div><div style="margin-right: 10px;">+</div><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">市長あて申請</div></div>	胚(受精卵)凍結保存	50,000円
	未受精卵子凍結保存	200,000円
(2)静岡県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法支援事業による補助を受けていない場合 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">市長あて申請</div></div>	精子凍結保存	25,000円
	精巣内精子採取術による精子凍結保存	350,000円
	胚(受精卵)、未受精卵子または卵巣組織凍結保存	400,000円

区分(1)(2)のどちらに該当するかは、別紙「がん等の病気で妊よう性温存のための治療を受ける皆さんへ」をご確認ください。

5 申請に必要な書類等 (ホームページからダウンロード可)

※事前にご連絡の上、窓口にご持参ください。申請時に記入していただく書類があります。

※申請に対象者本人以外の家族が来所の場合は、必ず委任状を持参して下さい。

○妊娠性温存治療支援事業費補助金交付申請書(妊娠性温存治療分)(様式第1号)

○妊娠性温存治療実施証明書

*妊娠性温存治療実施医療機関用(様式第4号)

*妊娠性温存治療実施医療機関の連携機関用(様式第5号)

→妊娠性温存治療実施医療機関から紹介を受けた医療機関で治療をした場合のみ

*原疾患治療実施医療機関用(様式第6号)

○補助対象者の納税証明書または非課税証明書(補助対象者が未成年の場合は親権者等のもの)

(証明日から3ヶ月以内のもの)※納税証明書はコンビニで交付できませんのでご注意ください。

○通帳の写し(振込を希望する金融機関の補助対象者本人の口座のもの。ただし補助対象者が未成年の場合は親権者等のもの)

○印鑑(スタンプ式でないもの)

○事実婚関係に関する申立書(様式第7号)→胚の凍結保存をする場合で事実婚関係にある場合のみ

6 申請先及び問合わせ先

〒411-0832 三島市南二日町8番35号(三島市立保健センター)

三島市健康づくり課 成人保健係

電話: 055-973-3700 FAX: 055-976-8896

受付時間: 午前9時~11時30分、午後1時~4時